

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101  22.102	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 ロータリアイロナの場合、供給用の開口部の幅が動作中は 8 mm 以下、表面が完全に分かれているときは 20 mm 以下となる構造でなければならない。モータによって上下する表面をもつロータリアイロナは、それが閉じる力を除いたとき、直ちに、その面が分離する構造になっていなければならない。電源を遮断したとき、表面を分離することができなければならない。 22.102 プレス機は、手、肘、膝又は足を使用して各プレス表面が互いに接触して保持し、また閉じる力を解除したとき、それらが分離する構造でなければならない。両手による直接操作するように意図したプレス機のプレス表面は、互いに接触するように固定できてもよいが、主電源を遮断した場合、プレス表面が手を使用することなく分離で	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.107	きる構造でなければならない。 22.107 19.4 及び 22.7 の試験中に動作する圧力制限用の保護装置の入口の開口部は、直径 5 mm 以上、又は面積が 20 mm <sup>2</sup> 以上かつ幅が 3 mm 以上でなければならない。出口の開口部の面積は、入口の開口部の面積よりも小さくはならない。	
				22.108	22.108 ロータリアイロナは、表面を分離するための手段が作動したとき、ローラが 10 mm を超えて回転する前に停止する構造でなければならない。モータによって上下する表面をもつロータリアイロナは、閉じる力を解除したとき、表面が直ちに分離する構造でなければならない。	
				22.109	22.109 両手による直接操作を意図したプレス機の加圧面を固定して互いに接触させる場合、固定手段を解除したときに、自動的に 15 秒以内に電熱素子の電源を遮断し、加熱面が分離しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.7	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.7 プレス機であって、圧力がかかっているスチームを出すものには、過度の圧力による危険を避けるための十分な保護手段が組み込まれていなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				22.105	22.105 スチーム発生装置の場合、1 個以上は、工具を使用することによってだけアクセス可能な非自己復帰形温度過昇防止装置をもっていなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器又はランプソケットの上又は近傍に、交換可能な照明ランプの最大入力を表示しなければならない。 圧縮空気を供給するようになっている機器は、その最大気圧力をメガパスカル (MPa) によって表示しなければならない。 シースがないコードを使用する可搬形床上専用機器には、注意記号及び” 警告 電源コードに重いものを載せたり、機器に挟まない” 旨を表示しなければならない。 7.12 マングル (しわ伸ばし機) の取扱説明書には、次の内容を記載しなければならない。 ー機器を使用しないとき、及びマングル (しわ伸ばし機) の布の交換時には、電源の接続を遮断しておかなくてはならない 圧力がかかっているスチームを出すプレス機の取扱説明書には、次の内容を記載しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					ー使用中に注水キャップを外してはならない旨 ー水タンクへの安全な再注水方法の説明文	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.103	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第1部箇条 18 を除く。) 箇条 22 構造 22.103 マングル（しわ伸ばし機）の入口の開口部を保護している運動部は、構造上可能な最大角度まで 10,000 サイクル動かした後、この規格に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6  箇条 7 7.12  箇条 15 15.1  箇条 22	箇条 6 分類（第1部の規定による。） クラス 0 機器は、定格電圧が 150 V 以下の屋内用の機器についてだけ認める。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない旨の記載しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 15 耐湿性等 15.1 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等級を備えていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 22 構造	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 続				22.44	22.44 機器は、玩具のような形状及び装飾をもつ外郭を備えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 22 22.21  箇条 24  箇条 30 30.1	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。）  モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。  箇条 22 構造  22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 24 部品（第 1 部の規定による。）  部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。  箇条 30 耐熱性及び耐火性  30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8  箇条 22	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造（第 1 部の規定による。）  充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなけ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条 25 25.22  箇条 26	なければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 26 外部導体用端子 (第1部の規定による。) 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13  箇条 16 箇条 22 22.5  箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 (第1部の規定による。) 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 (第1部の規定による。) 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 27 接地接続の手段 (第1部の規定による。) 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0 I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、か	■該当 □非該当	箇条 22	第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		22.7	22.7 プレス機であって、圧力がかかっているスチームを出すものは、スチーム又は熱湯の噴出が保護装置によって発生する場合、電氣的絶縁が影響されてはならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.13	第 1 部の第九條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.13 異常運転試験において、保護装置が動作してから 5 分後の洗濯物を保持する面の温度上昇は、150 K 以下でなければならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.7 22.106	第 1 部の第十條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.7 プレス機であって、圧力がかかっているスチームを出すものは、スチーム又は熱湯の噴出が保護装置によって発生する場合、使用者が危険にさらされてはならない。 22.106 スチームを発生する機器は、取扱説明書に従って機器を用いたとき、使用者が危険にさらされるような液体の漏えい、又はスチーム及び熱湯の噴出がないような構造でなければならない。	
第十一條 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計そ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.7	第 1 部の第十一條第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.7 プレス機であって、圧力がかかっているスチームを	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		他の措置が講じられるものとする。		22.104	出すものは、全ての圧力制限の保護装置を不動作にして水容器の圧力を規定の圧力まで上昇したとき、水容器からいかなる漏えいもあってはならない。 22.104 マングル（しわ伸ばし機）は、洗濯物を供給するときに、ローラに接触することを防止する手段をもっていなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.2 箇条 21 箇条 22 22.11 箇条 23 23.3	箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 21 機械的強度（第1部の規定による。） 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。 箇条 22 構造 22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 23 内部配線 23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定によ	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				箇条 25 25.22	る。) 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しした場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19  箇条 22 22.22 22.23 22.41  箇条 32	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。(第1部の規定による。) 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第1部の規定による。) 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第1部の規定による。) 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性 (第1部の規定による。)	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性 (第1部の規定による。)	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40 22.49 22.50 22.51	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第 1 部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				箇条 30 30.2.3	箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.105  22.109	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.105 スチーム発生装置の場合、1 個以上は、工具を使用することによってだけアクセス可能な非自己復帰形温度過昇防止装置をもっていなければならない。 22.109 両手による直接操作を意図したプレス機の加圧面を固定して互いに接触させる場合、固定手段を解除したときに電熱素子の電源を遮断する手段は非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.101	第 1 部の第十五条第 3 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 モータによって上下する表面をもつロータリアイ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き				22.102	<p>ロナは、電源を遮断したとき、表面を分離することができなければならない。</p> <p>22.102 両手による直接操作するように意図したプレス機のプレス表面は、互いに接触するように固定できてもよいが、主電源を遮断した場合も、プレス表面が手を使用することなく分離できる構造でなければならない。</p>	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10  箇条 19  箇条 25 25.8	<p>箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。</p> <p>箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。</p> <p>箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第1部の規定による。）</p>	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11	<p>箇条 19 異常運転（第1部の規定による。）</p> <p>19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				19.11.4  箇条 29	状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。  19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。  箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）  機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当  □非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当  □非該当	箇条 7  7.1	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。  箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明  7.1 機器又はランプソケットの上又は近傍に、交換可能な照明ランプの最大入力を表示しなければならない。  シースがないコードを使用する可搬形床上専用機器に表示する注意記号は、高さ 10 mm 以上でなければならない。	
第二十 条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	□該当  ■非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き	示)	<p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-44:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				